

**川口市立領家中学校**  
**いじめの防止等のための基本的な方針**

**令和7年4月1日 改定**  
**川口市立領家中学校**

## 目次

はじめに	1
第1 川口市いじめの防止等のための 基本的な方針における「いじめの定義」	1
第2 領家中学校いじめ防止基本方針の策定	1
第3 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	2
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策	2
(1) いじめ対応教員の任命	2
(2) 領家中学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	3
(3) 領家中学校におけるいじめ防止等に関する措置	4

## はじめに

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会・学校をつくることに努めなければならない。

いじめ防止等の対策は、全ての子供たちが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として、国、地方公共団体、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下に行われる必要がある。

川口市立領家中学校いじめ防止等のための基本的な方針（以下「領家中学校いじめ防止基本方針」という）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・川口市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。さらに、平成29年4月1日に施行された川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成28年川口市条例第70号。以下「条例」という。）及び埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針の改定の内容を反映し、改定するものとする。

## 第1 川口市いじめの防止等のための基本的な方針における「いじめの定義」

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットその他の電子通信技術を用いる方法により行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも、また学校外でも起こりうるものである。そのため、いじめを防止するためには「未然防止」「早期発見」「早期対応」の3つの観点から、学校・家庭・地域その他の関係者が連携を図りながら取り組む必要がある。

本校においては、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定め、家庭・地域と一体となって対策を推進することとする。

## 第2 領家中学校いじめ防止基本方針の策定

### 【法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### 【条例】

第11条 学校は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) いじめの防止等を目的とする当該学校に在籍する子どもの自主的活動に対する支援
- (2) いじめの防止等のために行う他の学校との間における必要な情報の共有及び連携協力
- (3) 当該学校に在籍する子どもがいじめについて主体的に考え、行動するための力を育成する取組

本校は、国や埼玉県のいじめ防止基本方針、川口市いじめ防止等のための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）ならびに条例を参考に、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための基本的な方向や取組の内容等を「領家中学校いじめ防止基本方針」として策定する。

「領家中学校いじめ防止基本方針」の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容をプログラム化する。

また、「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、徹底すると同時に、学校いじめ対策組織の活動を具体的に記載する。そして、本校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルにより改善を図ることとする。

さらに、重大事態への対処については「いじめ防止基本方針」を参考に、迅速かつ適切な対応ができるようにする。

### 第3 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

#### 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

##### (1) いじめ対応教員の任命

###### 【条例】

第12条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめ防止等に関する責任体制を確立するため、次条に規定する事項を担当する教員（以下「いじめ対応教員」という。）を置く。

2 いじめ対応教員は、当該市立学校の校長が任命する。

本校は、いじめの防止等に関する責任体制を明確にするために、年度当初より「いじめ対応教員」を任命する。また、いじめ対応教員がいじめ防止等のための適切な対策を講ずることができるよう必要な支援を行う。いじめ対応教員は、校長の命を受け、以下の事項を担当する。

ア いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずること。

イ 生徒、保護者、市民等からいじめ（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）に係る相談に応じ、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。

ウ いじめ防止等のための措置を講ずるため、必要な場合には、いじめ対策委員会を招集すること。

エ いじめの事実があると疑われる場合において、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。

オ 子ども関連団体又は関係機関に\_\_2\_\_め防止等のために必要な措置及び協力を求めること。

カ 川口市いじめから子どもを守る委員会その他の機関と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力すること。

また、教職員はいじめの事実を認めたとき（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）は、いじめ対応教員に報告するとともに、いじめの防止等に関する対策に係るいじめ対応教員に協力する。

##### (2) 領家中学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

###### 【法】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、校内外において組織的な対応を行う中核的組織（以下、「いじめ対策委員会」という。）

を常設する。

以下の各組織は学校の諸課題の解決に努めるとともに、いじめ対策委員会の中核として、いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。また、いじめの相談・通報の窓口となり、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。さらに、いじめに係る情報（いじめの疑いに係る情報や生徒の人間関係に関する悩みを服務）があった時には必要に応じて緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取やアンケート調査、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者・地域及び関係諸機関との連携といった対応を組織的に行うための中核としての役割を担う。

#### ア 生徒指導部会

毎週1回開催し、非行・問題行動等について、その詳細な事実や指導状況、当該生徒の現状等の情報交換及び今後の共通行動のための話し合いを行う。

〈構成メンバー〉

校長、教頭、生徒指導主任、いじめ対応教員、各学年生徒指導担当教諭、養護教諭

#### イ 教育相談部会

毎週1回開催し、不登校生徒や特別に支援を要する生徒や事象について、その詳細な事実や指導状況、当該生徒や家庭の現状等の情報交換及び今後の共通行動のための話し合いを行う。

〈構成メンバー〉

校長、教頭、教育相談主任、各学年教育相談担当教諭、養護教諭、相談員（2名）、ス

クールカウンセラー

また、必要に応じて心理や福祉の専門家によるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的な解決策を講ずる。

### （3）領家中学校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、川口市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

#### ア いじめの防止

いじめとはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

未然防止の基本として以下の教育活動を行う。

- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- ・規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくり・集団づくり。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合う学校風土づくり。
- ・教職員の指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うためには、

- ① 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識をもって当たる。
- ③ いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ④ 教師は、日常の教育活動を通して常に生徒との信頼関係の醸成に努めることを念頭に置いて対応に当たる。

以下のように、教師が直接または間接的にいじめの発生に関わっている場合があることに十分留意する。

- ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の指導が徹底されず「いじめ」の土壤を温存させている場合

#### (イ) 集団づくり（学級・部活動）

生徒にとって、学校生活の中で学級や部活動といった集団がもつ意味は大きい。いじめの発生を防止するには、集団づくりがとても重要であることから以下のようない点を押さえた集団づくりに学校を挙げて取り組む。

- ① 生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
- ③ 「ライフケルカわぐち」の取組を通して、生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

#### (ウ) 学習指導

－ 4 －

生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、主体的に学ぶことを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身につけることができる。授業改善がいじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

#### (エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、いじめ対応教員や学級担任等がコーディネート役となり、保護者同士のネットワークづくりを進める。

#### (才) 啓発活動

本校は、いかなる「いじめ」も許さないという姿勢であることを日頃から生徒・保護者へ伝えていくことはもちろん、人権教育や情報モラル等の徹底を図るための活動を積極的に取り入れる。

#### イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

#### ウ いじめに対する措置

いじめの発見・相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対応教員、いじめ対策委員会に対し情報を報告し、特定の教職員が個人で判断することや一部の教職員で抱え込むことがないよう、速やかに組織的に対応する。被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

##### (ア) いじめている生徒への指導

- ・いじめの内容や関係する生徒について十分に把握する。
- ・人権の保護に配慮しながら、いじめは絶対に許されないことを理解させ、直ちにやめさせる。
- ・いじめの内容によっては警察等との連携を図る。

##### (イ) いじめられている生徒への支援

- ・「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意し、共感的態度で話を親身に聴く。
- ・日頃から温かい言葉がけをし、信頼関係を築いておく。

##### (ウ) 周りで囁き立てる生徒・見て見ぬふりをする生徒への対応

- ・囁き立てる等はいじめ<sup>5</sup>であり、傍観もまたいじめ行為への加担と同じであることに気づかせる。
- ・被害者の気持ちになって考えさせ、いじめを知らせる勇気をもたせる。

##### (エ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないように指導する。
- ・自らの意志によって行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。

- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して学級の連帯感を育てる。

#### (才) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の二つの要件が満たされている場合とし、また、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が、止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、いじめ被害の重大性等から判断し、より長期の期間を設定する場合もある。
- ・教職員は期間が経過するまで被害・加害生徒の状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設ける。

##### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいることを判断するにあたって、被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認を行う。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害・加害生徒について日常的に注意深く観察を継続する。

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。（7ページ以下参照）

イ いじめられて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、どのようなケースでも重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる。

学校は、詳細な調査を行い、事案の全容がわかるまで「いじめはなかった」「学校に責任はない」と判断しないこと。

ウ 重大事態が発生した場合、本校教育委員会を通じて川口市長へ、事態発生について報告する。

エ 本校は調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、学校として既に調査している事案であっても、重大事態となつ

た時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、事実関係の全貌が十分明確にされたと判断できる場合はこの限りでない。)

カ 上記エの調査に先立ち、アンケートによって得られた調査結果は、いじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する場合があることを、調査対象となる生徒や保護者に予め説明をしておく。

キ 上記エの調査により明らかになった事実関係は、いじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)

ク 上記エの調査結果は、川口市教育委員会へ報告する。

## (2) 領家中学校による調査

### 【法】

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及び保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査 - 7 -

#### (ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、川口市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応をとらないよう留意する。

さらに、生徒又は保護者からの申し立てがあった場合は、重大事態としての調査に当たる。

#### (イ) 調査を行うための組織について

学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、その調査を行うため、速やかに調査委員会を組織する。その組織の構成は、専門的知識及び経験を有する者であり、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を確保する。

#### (ウ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

##### ① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

##### ② いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

#### (エ) 自殺の背景調査における留意事項

- 8 -

自殺の背景調査においては、死した生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し再発防止を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

① 背景調査にあたり、遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

- ③ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、川口市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うにあたり、川口市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、死亡した生徒の尊厳の保持や子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

（オ） その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動搖が広がるおそれがあり、時に事実に基づかない風評等が流れる場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供する責任

【法】

- 9 -

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

川口市教育委員会又はその学校等は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになつ

た事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で経過報告も行う。

これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、いじめ対応教員を中心に生徒指導部会ならびに教育相談部会の構成メンバーで毎年度、「領家中学校いじめ防止基本方針」にある各施策の効果を検証し、「川口市いじめ防止基本方針」に従って、「領家中学校いじめ防止基本方針」の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

### 参考

- 10 -

	教師職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
4 月	<ul style="list-style-type: none"><li>○いじめ防止基本方針に関わる共通理解・情報交換</li><li>○いじめ防止対策のための年間指導計画策定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○学級開き</li><li>○あいさつ運動</li><li>○生徒会本部のいじめ防止の取組の呼びかけ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○保護者会</li><li>【いじめ防止基本方針周知】</li></ul>

5 月	○生徒に対する情報交換	○授業等をとおした人間 関係づくり ○あいさつ運動	○学校公開日
6 月	○生徒に対する情報交換 ○生徒アンケートの実施	○授業等をとおした人間 関係づくり ○あいさつ運動	○学校公開日
7 月	○生徒に対する情報交換 ○いじめ対策委員会実施	○生徒アンケートの実施 ○あいさつ運動	○保護者会【長期休業中の携 帯・ネットトラブルの周 知、危険性】
8 月	○小中連携事業（いじめに対する対 応・方策等の連携） ○保護者との情報交換 ○生徒に対する情報交換	○部活動をとおした人間 関係づくり	○保護者との情報交換
9 月	○生徒に対する情報交換	○あいさつ運動 ○授業等をとおした人間 関係づくり	
10 月	○生徒に対する情報交換	○あいさつ運動 ○授業等をとおした人間 関係づくり	
11 月	○学校公開期間 ○生徒に対する情報交換 ○生徒アンケートの実施	○行事をとおした人間関 係づくり ○生徒アンケートの実施	○学校公開期間
12 月	○生徒に対する情報交換	○行事をとおした人間関 係づくり ○川口の元気「いじめゼロ 中学生サミット」参加・ 報告	○保護者との情報交換
1 月	○生徒に対する情報交換	○あいさつ運動 ○授業等をとおした人間 関係づくり	
2 月	○生徒に対する情報交換 ○いじめ対策委員会実施	○あいさつ運動 ○授業等をとおした人間 関係づくり	
3 月	○生徒に対する情報交換 ○生徒アンケートの実施	○あいさつ運動 ○行事をとおした人間関 係づくり	○保護者との情報交換

川口市立領家中学校 いじめ防止対策のための年間指導計画